

令和 7 年度

警察庁行政事業レビュー公開プロセス

1 日時

令和 7 年 6 月 18 日（水）午後 2 時 00 分から午後 4 時 30 分までの間

2 場所

中央合同庁舎第 2 号館 地下 1 階第 7・8 会議室
（東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 2 号）

3 議題

- (1) 警察における科学捜査力の強化
- (2) 大規模災害対策の推進

4 議事

次のとおり

議 事

会計課長 ただいまから令和7年度警察庁行政事業レビュー公開プロセスを開始いたします。

私は、本日司会を務めさせていただきます、警察庁会計課長の森下と申します。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

はじめに、警察庁を代表いたしまして官房長の森元から挨拶をさせていただきます。

官房長 官房長の森元でございます。

本日は、有識者の先生方には大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

行政事業レビューにつきましては、警察庁では現在、当庁職員からなる警察庁行政事業レビュー推進チーム、そして外部有識者の方々からなります、警察庁会計業務検討会議を通じまして、それぞれの事業の効果的、効率的な実施を目指して取り組んでいるところでございます。

本日は、警察庁が昨年度に実施いたしました事業のうち、客観的かつ公開の方法により検証することが望ましいと考えられました2つの事業につきまして、有識者の先生方にご議論を賜りたいと思っております。

どうぞ、忌憚のないご意見、ご提言を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会計課長 それでは、本日ご審議いただく外部有識者の先生方をご紹介します。

まず、警察庁選定の外部有識者の方々、次に行政改革推進本部選定の外部有識者の方々をご紹介します。

東京大学大学院総合文化研究科教授の内山融先生でございます。

内山委員 よろしくお願いします。

会計課長 ASIMOV ROBOTICS株式会社代表取締役、公認会計士の藤森恵子先生でございます。

藤森委員 よろしくお願いいたします。

会計課長 桜田通り総合法律事務所の石川剛先生は、後ほど、会場へ到着予定となります。

続きまして、大阪大学大学院国際公共政策研究科教授の赤井伸郎先生でございます。

赤井委員 よろしくお願いいたします。

会計課長 ボストンコンサルティンググループマネージング・ディレクター&パートナーの瀧川哲也先生でございます。

瀧川委員 よろしくお願いいたします。

会計課長 慶応義塾大学経済学部教授の土居丈朗先生でございます。

土居委員 よろしくお願いいたします。

会計課長 以上の6名の先生方にご審議をお願い申し上げます。

また、審議の取りまとめ役を内山先生にお願いをしております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、本日の審議の流れについてご説明申し上げます。

お手元の進行次第に記載のとおり、はじめに審議の対象となる事業の担当課から、事業の概要等についてご説明申し上げます。

次に、私から事業の論点についてご説明申し上げます。

有識者の先生方には、論点を踏まえつつ、説明者への質疑及びご審議をお願いしたいと思います。

また、先生方には、審議の終了前に事前にご送付させていただいておりますコメントシートにご記入をいただき、事務局の方に提出いただくようお願い申し上げます。

審議の終了にあたりましては、まず内山先生から取りまとめコメント案を発表していただき、そのコメント案に対して先生方から改めてご意見をいただいた上で、最終的な取りまとめのコメントを内山先生から発表していただきます。

審議時間は事業担当課からの説明を含め、事業ごとにおおむね1時間を予定しております。

また、1つ目の審議終了後には、5分間程度の休息を予定しております。

皆様には円滑なご進行に協力いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、1つ目の事業「警察における科学捜査力の強化」について審議を開始したいと思います。

まず、事業担当課である犯罪鑑識官から事業の概要等についてご説明いたします。

犯罪鑑識官 犯罪鑑識官の小栗でございます。

よろしくお願いします。

まず、資料の説明に入る前に、レビューシートの支出先について簡単にご説明いたします。

こちらは、それぞれの事業を行う役割をブロックに分けた上で、さらに実際の支出先を入札単位ではなく、支出先単位で整理しているものでございます。

最初のブロックは、「池田理化ほか」となっており、鑑識・鑑定に必要な物品の購入等を池田理化などの支出先にどのような契約でいくら支払いをしたという形で、入札単位ではなく支出先単位で整理したものとっております。

次に、事業の概要についてご説明をさせていただきます。

資料1枚目が、事業の概要でございます。

こちらにございますように、昨今の状況から見て、客観的な証拠、これに基づく捜査、ひいては公判においての重要さというものを鑑みますと、科学捜査の能力を高め、全国一定水準以上を確保する必要があるということで、それに必要な資機材の整備及び活用のために必要な機材等を整備するといった事業内容となっております。

予算額は、資料右側の緑で囲った箇所に記載のとおりです。

資料2枚目でございます。

鑑識・鑑定活動について、簡単な流れを説明させていただきます。

事件を認知いたしますと、現場に急行いたします。

テレビで警察官が黒いシートを広げて何かやっているような様子がよく映るかと思うのですが、まさしくあれが鑑識活動と言いまして微細、微量なものまで適確に採取するというものです。

そこまでしなくても、血のついたナイフであれば、それを押収し、押収したものについて鑑識・鑑定活動を行います。

こちらは主として、科学捜査研究所でやる作業となり、その目的は、犯罪の立証となります。

まず、この物体が禁制品の薬物であるかどうかを調べることもしますし、犯人の特定は、DNA型ですとか指紋の鑑定で行います。

犯行の推定は、現場に落ちていた微物、土砂、繊維こういったものからそれと似たようなものが分かれば、犯行現場の推察もできます。

そういった犯行の推定も行っていきます。

それぞれの目的に向けて、鑑定を行っていくということになっております。

資料3枚目でございます。

昨今、世間を騒がせております、いわゆる匿名・流動型犯罪グループの対策も、警察庁として取り組んでいるところでございますが、こちらの予算立ては、犯罪鑑識官が行っている予算立てとは別立てとなっております。

簡単にご説明申し上げますと、資料中の赤枠で囲っている現場鑑識という箇所が犯罪鑑識官の行っている事業となります。

一方、匿名・流動型犯罪グループ対策は、資料中の青枠で囲っている箇所となり、トクリュウはスマートフォン等を用いて、SNSで人間を募集していますので、スマートフォンの解析も必要になります。

さらに、暗号資産分析ツールといったものもございます。

これは、金の流れを追求していくためのものであり、トクリュウの場合は、上位の人間は犯罪行為を実行せず、指示をして金だけを巻き上げることから、その金の移動の経路を分析し、その中核的人物を捕まえるためにも、スマートフォンや資金の流れを解析する必要があります。

こちらは全てデジタル情報と理解していただければよろしいと思います。

鑑識官が行っている現場鑑識は、端的に言えば、物理的に何らかの形で工夫すれば何とか形が見えると、そういったものが対象となっております。

資料4枚目でございます。

現場鑑識活動の主な機材を紹介させていただいております。

見えないものを見えるようにする、可視化をするというのが資料上部に記載の活動でございます。

資料下部は、足跡です。

足跡は、状況によってはシールで採れないところもございますので、静電気で吸い上げてそれから採取するために、このような資機材を使用しています。

また、汎用品でございますが、暗がりで作業するための資機材もございます。

資料5枚目でございます。

こちらは、鑑定に使う資機材を掲載しております。

ガスクロマトグラフは、薬物やアルコール濃度の特定のために使用するものでございます。

続いて、偽造の紙幣等を分析する機材については、偽造防止のためのマイクロ文字を拡大し、偽札であるかを判断するために必要なものでございます。

資料6枚目でございます。

これも、犯行の推定として使うもので、フーリエ変換赤外分光装置というものでございます。

繊維片、繊維の色味などから、その繊維が同じかどうかを比べるものでございます。

よく使う痴漢の犯罪ですと、被疑者の手から採取した繊維片が、被害者の着衣の繊維と同じかどうかを1本の繊維から見極めるためには、こういったものが必要になるということです。

それから、偏光顕微鏡といい、これは土砂等の鑑定に用います。

土砂というのも石片ですとか、いろんなものが混じっております。

そういったものを細かく見て、その特性を見るために偏光をする、一定の方向にしか進まない光が必要だというものでございます。

資料7枚目でございます。

資機材をどの程度使用しているのかを記載したものでございます。

毎年更新を予定している機材は、より詳細な使用実績が必要ということで、直近で調査した結果について記載しております。

液体クロマトグラフは、先ほどのガスクロマトグラフのように薬物等に使用するものでございます。

こちらは、ある県で、年間937件の検査を1件あたり2.5時間から25時間かけて行ったという報告を受けております。

稼働時間にこれだけ差があるというのは、ターゲット物質があれば作業自体は比較的短く済みますが、何が入っているのかとなると、一つ一つやっていかなければなりません。

あらゆる可能性がありますので、「これはどうか、これはどうか」というように検査を繰り返していきますので、これだけの実働の開きがあったということでございます。

当然、こちらは事件の発生状況ですとか、捜査その他の証拠の集まり具合にもよりますので、毎年一定数、必ずあるというものではありませんが、当然上下はするというものとなっております。

資料8枚目でございます。

科学捜査力の強化の事業につきましては、令和元年にも公開プロセスを受けており、その際にもいろいろとご指摘をいただいたところでございます。

整備更新にあたっては、都道府県の状況や機器の詳細な稼働率を考慮すべきでないかとか、整備計画を早期に議論・検討する必要がある等のご意見をいただいたところでございます。

それを踏まえまして、我々といたしましては、整備方針の見直しを行ったところでございます。

全国一律というような形でやっていたところでございますが、やはり必要性に応じて、当然変わってまいります。

「警察署単位ごとに整備を要するもの」、「警察本部ごとに置かなければならないもの」、あるいは「必ずしも47都道府県に置く必要のないもの」というような仕分けをいたしました。

それぞれ例として記載しておりますが、使用実績等から勘案して、この程度でも間に合うのではないかというものを一番下の広域運用と整理をさせてもらっております。

資料9枚目でございます。

これは、資機材の統合です。

似たようなものを整理するとか、定数をそれぞれ見直すとか、性能もハイスペックのものとロースペックのものを組み合わせるとか、そういったこともやりまして、令和元年のレビュー結果を受けて、総額として105億円を削減しております。

資料10枚目でございます。

整備定数総額は、340億円となっておりますが、令和6年に189億円の滞留更新が残っております。

当然、耐用年数がどんどん過ぎてまいりますので、資料中の赤い斜線で記載している箇所が年度ごとの更新として新たに発生するものでございます。

また、鑑定というのは、機械一つでできるものではなく、機械にかけられる部分、溶媒物質、そういったいろんな処理が必要となります。

資料中の水色の斜線で記載している箇所が消耗品の費用、濃い青色の斜線で記載している箇所が更新に充てられる費用というような形になっております。

この試算からしますと、今後も滞留は増えていくことになりますので、更なる取り組みが必要であると考えているところでございます。

資料11枚目でございます。

こちら、効率化、有効活用のための取組の一つで行っているもので、資機材の管理

換でございます。

県で新たに更新した機材は、全県更新できませんので、当然更新の時期に差があります。

新しいものが入ってきたら、古いものはいらなくなりますが、「古いとはいえ、まだ使用できれば、使用したい。」という声があれば、その県に管理を換えるというものでございます。

いくつか例を挙げると、令和4年では、例えばガスクロがあり、平成20年に整備したものを令和4年に山梨から神奈川に管理換をしております。

マイクロームは、平成11年に整備したものを山形から岐阜に管理換をしております。資料12枚目でございます。

管理換の進め方でございますが、まず現状調査として、不用・管理換の調査を行っております。

資料下段にありますように、「どんな資材か」、「耐用年数かどうか」、さらに「代替機器がちゃんと入っているか」まで確認し、耐用年数を超えて代替機器があるというのを前提とした上で、「本当に動くかどうか」、「修理できるかどうか」まで確認し、「古いものだが、こうした資機材が必要なところはないか」という希望を調査した上で、マッチングが叶えば管理換をするという取り組みを行っているところでございます。

資料13枚目でございます。

調達方法につきましても、基本的には、一般競争入札をしております。

特定の物品を除きまして、仕様書審査委員会を部内で作り、複数の業者が参加できる仕様となっているかどうかを内部的なものではございますが、確認するという作業を行っております。

さらに、入札に参加しなかった業者に、なぜ参加しなかったのかという理由を確認しております。

今まで聞いている声の多くは、「利益率がちょっと悪すぎた」、「落札が難しそうだ」であり、これはメーカー側との調整がつかなかった、あるいは社内の調整がつかなかった、おそらく値段の折り合いがつかなかったというようなことだと思います。

その結果が資料下段にあります、2社応札が2件2件2件といった形で、4年5年6年で複数入札の実現を図っているところでございます。

資料14枚目でございます。

現状の問題点を縷々ご説明申し上げましたように、予算縮減によって更新の滞留が今後も増えてくると見込まれている中、一方で科学的証拠重視の公判に備えるためには、鑑定資機材に対する需要というものは減ることはないということです。

どういう形で資機材を整備していくのかということからすると、論点としては、資機材の整備方針でありますとか、調達方法を改善する余地がないのかということを考えております。

ただ単に、単純更新という訳にはいきませんので、資機材のニーズにどういう変化があるのか、こういったところを見極めながら、整備方針を新たに策定していく必要があるだろうと考えております。

会計課長 ありがとうございました。

本事業につきましては、最後に論点として挙げられていたようなものを中心に先生方にご議論いただければと思います。

それではご審議をお願いいたします。

赤井先生お願いします。

赤井委員 本当に色々な資機材を使って鑑定を進めていただいているのではないかと思います。

なかなか、どの資機材がどのくらい効果的なのかというのは専門知識はありませんが、予算的に見ると10ページのところに、予算制約的なものか一回削減されて、それから、徐々に今後も全体としての需要が増えていく、その中で更新できるものがあまりなくなるということですが、滞留更新が右上がりになっていっている背景をお聞かせください。

犯罪鑑識官 やはり、耐用年数を迎えたものを一気に整備しているわけではございませんので、年々耐用年数を超えるものが発生してきます。

その耐用年数を超えたものが、資料中の赤色の斜線部分で、どうしても毎年毎年、耐用年数を迎えるものが増えてくるという背景があるということです。

一方で、予算については、消耗品というのは絶対に必要なものですから、消耗品分を削ってしまうと、今の予算の推移からしますと、更新に充てられるものが、濃い青色の斜線の部分程度しかなく、これを削っていくと、どうしても増えてしまいます。

消耗品の部分は、どうしても欠かせないものでございますから、この点なかなか更新の方法は。

赤井委員 更新ですが、全体としての機材の数みたいなのは、一定とするのか、今後の社会の変化で増やしていくのか、何か人口減少とか犯罪が高度化するとか、外国人が増えるとか、そういうところも反映されているのですか。

犯罪鑑識官 令和元年の公開プロセスを受けまして、資料9ページでございますが、105億を削減し、これをベースに計算をしているものがこの表となります。

ただ、この105億円を削減してもこういった状況でございますので、更なる合理化といえますか、効率化を図っていかなければいけないという問題認識を持っております。

更に広域運用ができるものがないのか、似たような機材で統合できるものがないのかという検討は行っているところでございますが、今回の資料としましては、削減した340億円をベースに作成しているところです。

赤井委員 それで十分かということ、まだ分かりませんが、とりあえず現状をしっかりとやっていくということですね。分かりました。ありがとうございます。

会計課長 石川先生お願いいたします。

石川委員： ご説明ありがとうございました。

私は、弁護士でございますので、この科学捜査力の強化について非常に身近に感じているところでございます。

今日の資料「事業目的」の部分で、科学技術の発達や情報化社会の発展等に伴う犯罪の高度化、複雑化に的確に対応するため客観的証拠の重要性があると、こういうことがますます大事になると書かれております。

私は弁護士でございますので、警察に対峙する弁護人としての仕事を結構やっておりますが、その観点からは、客観的証拠の重要性について、弁護人から見た別な観点というのの一応お知らせしておきたいと思います。

近時、報道もなされておりますけれども、客観的証拠の不十分な事件について不適切な取調べがなされた結果、虚偽の自白調書が作成されたり、被疑者、被告人であった者から国家賠償請求を請求されて、捜査機関側が敗訴するというような事案が見られます。

また、虚偽の自白調書が作成され、再審で無罪となった袴田事件というような事件が存在しているということも報道等で皆さんご存じかと存じます。

このような不適切な取調べによって作成された自白調書に依拠して立証を組み立てる場合、弁護人がそれを争うために裁判の審理期間も長期になったり、あるいは被疑者、被告人に対する人権侵害の程度、結果的に無罪になれば人権侵害という形になるのでそれが多くなりますし、また真犯人を取り逃がすということにもなって、犯罪被害者にも苦痛を与えると、このような関係になっております。

このような不適切な状況を回避するためには、捜査機関が自白に依拠することなく、証拠価値の高い客観的証拠を適切に取得して、弁護人側あるいは被告人側から争われる余地の少ない立証ができるようにすることが大切だろうと、これが最近刑事弁護の現場では言われているところです。

このような考え方に基づいて、弁護人は黙秘権を適切に行使するなどして、客観的証拠を重視した形で裁判所で認定してもらおうという弁護活動をしているところです。

こういう観点からも適切な客観的証拠を取得することが非常に重要だということを申し上げておきたいと思います。

結論として、客観的証拠が重要だということについては、事務局の説明と全く同じ意見なので、違った観点からの指摘として申し上げます。

警察の立証準備活動は、まさに国民生活の安全の確保に直結する作業、そのための証拠の確保というものですので、公平な警察権の行使という観点からは地域間でばらつきがあってはなりませんし、また、事業の概要に記載のあるとおり、全国一定水準の科学捜査力を確保して、警察の鑑識・鑑定能力を強化すべきということを結論とすることは弁護士の立場からも同じ意見ですので、事務局の説明には同感であるということを申し上げます。

他方で、ご説明内容をお聞きしていると、強化するというお題目は唱えながらも更新

滞留があったり、ちょっと弥縫策的な調達になっているようです。

おそらく予算の限界があつて非常に苦しいということを前提にして最大限に努力をされていることは理解できるところもありますが、今おっしゃったような合理的な調達に努めるということは、財政規律の観点からは当然の前提だと言わざるを得ないものの、警察の鑑定能力を強化するというお題を唱える以上は、強化整備のために割り振る予算を増やすということをぜひ努力していただければと思います。

もっと言えば、財務省に対しても、この点をもっと強調して、抜本的に予算の増額というものを要求していただければなど、これは刑事司法に携わる者として強くお願いをしたいと思っているところでございます。

警察が証拠を確保するというのは、被告人にとって一見不利になるのではないかとと思われる方もおられるかもしれませんが、正しい処罰、正しい刑事裁判というもののために客観的証拠が非常に重要であるということを強調しまして、この点に関してますます警察庁がきちんと予算を使って整備をしていただく、こういったことをお願いしたいと思っております。

この点、増額についてはやはり厳しいのでしょうか。そのあたり、ご説明いただければと思います。

犯罪鑑識官 ありがとうございます。

資料1枚目に記載していますように、予算額がほぼ横ばいの状況という中で、我々としましても、なるべく増額ということも推し進めつつ、効率化との両方を図っていくことに努力しているところでございます。

また、客観証拠の重視という部分が、公判前整理手続き以降で、ほぼほぼ類型証拠で客観証拠がオープンになるということを警察部内全員了解しておりますので、こういったところも含めて、しっかりと説明を尽くしていきたいと思っております。

客観証拠重視というのは、少なくとも警察部内で誰一人として異を唱える者はいないということは間違いないと思います。

ご理解いただければと思います。

石川委員 どうもありがとうございます。

証拠が古い機材で提供されたり、証拠が不十分な試薬で作られたりしていることが発見されれば、弁護人は証拠価値を争うことになります。

ですので、証拠にかかわる資機材は、最先端のものを使っただいて、争いの余地の少ないものにするという調達方針を取っていただき、質の大切さも十分ご理解いただければと思っております。

ご説明ありがとうございます。

会計課長 途中ではございますが、有識者の先生方にはコメントシートの作成も合わせてお願いをできればと思っております、審議の最中に手書き、あるいはメールで事務局に送付いただけるとありがたいと思います。

よろしくお願いいたします。

それでは瀧川先生よろしくお願いいたします。

瀧川委員 私から2点あります。

資料10ページについて、これがどれくらい危機的な状況なのかをちょっと理解したいなと思っているのですが、まず、このグラフの見方ですけど、更新滞留している資機材が189億円あって、それに対して資機材を交換できる経費が8.5億円しかなくて、もはやほとんど交換できない状況になっているという、そういう見方であっていますか。

犯罪鑑識官 ご質問ありがとうございます。

現状の数字だけで言いますと、正直厳しいなという感覚はございます。

ただ先ほど言いましたように、最近、交通機関も発達しており、リニアはどうなるか分かりませんが、そういった交通機関の発達、高速道路等を考えますと、各都道府県単位で本当に必要なのかという議論はまだ十分やる余地はあるのかなと思ってございます。

それを考えますと、今は340億円ベースで考えていますが、この340億円を仮置きしておいていいのか、こういったところは必ず見直していく必要があると思っております。

そういった中で、極端な話、北陸三県は新幹線ができてからは、昔は名古屋に行く方が近かったのが、今は東京に行くのが早いぐらいな話になっていますので、そういったものも勘案して、再度、340億円を削り込めないかという検討を行っているところでございます。

瀧川委員 私も同じ感覚で、189億、340億円に対して年間8.5億円では如何ともし難い状況だと思います。

抜本的に見直すのであれば、そもそもこれだけの更新が必要なのか、そのあたりも含めて、再度、見直しをいただければ有り難いというのが一つ目です。

二つ目を質問させていただくと、とはいえ、一定数を更新しなければいけないので、今後更新するときのコストダウンが大事だろうと思います。

お話を伺っていると、なかなか競争入札が難しいものが多いだろうなと思っていて、特殊な機材なので、一者応札にならざるを得ないとすると、そのサプライヤーと一緒にコストダウンしていく必要が出てくるかと思っております。

私もいろんな企業とコスト削減案件に取り組んでいますが、民間企業だとサプライヤーと議論をしながら仕様を見直したりとか、そういうことでコストダウンをしていたりしています。

そのあたりの取り組みがどこまでなされているのか、これからどういう取組方針かを伺えたらと思います。

犯罪鑑識官 ありがとうございます。

業者との打合わせは、技術情報の提供みたいな形で受けてございますが、今ご指摘がありましたようなコストをいかに削減するかというような打合わせは行っていない

いところでございます。

一方で競争入札にあたって、1億何千万円を超えますと意見招請というものがございまして、入札の前段階の仕様書案に対して、ご意見をいただくという手続きでございます。

これは確実にやっているところではございますが、今まで行った中ですと、調達コスト削減という意見を、こちらが求めていなかったという背景もあるのかもしれませんが、どちらかという、「うちの機械を入れたいから、ここの仕様書を変えてくれないか」というご意見が多く、先生のご意見も踏まえてそういったことが果たしてどこまでできるのか十分検討する余地はあろうと思っております。

ご意見を参考にさせていただきたいと思います。

瀧川委員 分かりました。

私からコメントをまとめると2点で、1つ目は、そもそもの更新がこれほど必要かというのを見直していただきたい、2つ目は、サプライヤーと共同でのコスト削減です。

私の経験則では、サプライヤーが勝手に仕様を見直すのは難しいのです。

そういう意味では、皆様から、ここの仕様は絶対に守るのだけど、ここはもう少し裕度があるみたいな、そういうコミュニケーションができると、サプライヤーも、であればこういうコストで出来ますよとか意見も出来るので、そのあたりはご検討いただきたいと思います。

会計課長 ありがとうございます。

それでは土居先生よろしくお願いいたします。

土居委員 ご説明どうもありがとうございました。

説明資料10ページにあるように、今後の財政需要を考えると、今の足元での事業の予算額では足りていないという印象を持ちました。

しかるべき形で予算を確保するということが必要になるのではないかと考えております。

その上で、行政事業レビューシート2ページに予算執行について書かれていますが、これを見ますと、補正予算で若干増額されているが、その後、繰越しがあるというところで、執行率にすると2023年度は85%で、2024年度は82.5%となっておりますが、繰越しはどういう理由で発生しているのかということをお伺いしたいと思います。

犯罪鑑識官 ご質問ありがとうございます。

この部分につきましては、補正予算ですと仕様の確定等をやっている中で、どうしても繰越しが発生してしまうという部分がございます。

ただ、翌年には調達になりますので、そういった面では、繰越しが不要になっているというものではないというふうに理解しております。

土居委員 そもそも補正予算が成立する時期が時期だけに、調達し、実際に現金を支出するということになるのにタイムラグがあるということですね。

確かに、前年度からの繰越しと前の年度の補正予算の額を見ると、前の年度の補正予算の額を下回る程度に繰越ししているということなので、当初予算まで使い残しているという感じではなさそうだということは理解できました。

それからもう一つは、この更に下にあります効果発現経路というのが、いわゆるロジックモデルというところです。

このロジックモデルは、私が承知している限りでは、昔からこの一つの事業ではなくて、DNA型鑑定の実施という事業と第一線警察における科学捜査力の強化という事業と鑑定に必要な物品購入等という事業とか、かつてはいくつかに分かれていましたが、この事業に今は統合されているということで、先ほどご説明いただいたのは、どちらかというと、かつてそれぞれ別々の事業だったときでいえば、鑑定に必要な物品購入等といった事業のところに主だってお話があつて、DNA鑑定とかの話は、もちろんお触れにはなられてはいますけれど、主だつてご説明にはなられてなくて、ただこのロジックモデルを見ますと、DNA型データベースの充実とか活用とか、それから指掌紋のデータベースの充実、拡充とか、データベースにまつわる部分のロジックモデルはありますが、物品購入というところについてのロジックモデルには何も言及がないように見えるのですが、それは何か意図あつてということか、それとも、まだロジックモデルを作れるような状況に担当部局として、議論が整理できていないということなのか、そのあたりはいかがでしょうか。

犯罪鑑識官 ご質問ありがとうございます。

ロジックモデルでございますが、アウトプットというのは、数値的な目標を何か出せるのかということと、事業目的とそういったものが見合ったときに、こういうものぐらいしか、数値的なもので実績を出し切れないうところですよ。

確かに「物品購入をしました」、「物品購入した結果こうなりました」というところが直ちに繋がらないという部分がございます。

他方で、データベースを入力する、あるいは照会をするとすると、当然そのデータベースに入れるものは、鑑定なり、その結果をデータベースに入れておりますので、そういった面では、直接的なものではございませんが、鑑定を行った結果がデータベースに反映されます。

その鑑定を行うためには当然機材が必要ですよ、そういった三段論法的なイメージで組み立てさせてもらっているところでございます。

土居委員 わかりました。

確かに、そう簡単に指標を設定するというのは容易ではないということは、私もお察し申し上げます。

ただ、もう少しデータベースだけでなく、物品の購入の整備状況というか、先ほど資料10ページにもあったような、財政事情に見合ったところで、更新滞留をできるだけ少なくするとか、そういうものが長期のアウトカムとはちょっと言えませんが、もう少し

短い時間シェアのところでの指標として、更新滞留ができるだけ少なくなるような整備状況とか、そういうところを工夫して、調達の改善にもつながるといようなところが何かロジックモデルの短期のところであると、先ほどご説明でされているお話がちゃんと結びつくものなのかなというのが私の感想です。

それから、あと1点だけ質問させていただきたいのですが、確かに国の予算の中で、この物品購入のための経費がなかなか思うように増やせるわけではないという環境にはありますが、資機材を購入する際には、全額国費で購入するということなのか、それとも都道府県警でお使いになられるということなので、各都道府県からも資機材の購入費を共同で出すとか、補助するとか、そういうことがあったりするのでしょうか。

犯罪鑑識官 ご質問ありがとうございます。

まず1点目ですが、いただいたご意見を参考にしながらロジックモデルの短期の目標設定を検討させていただきたいと思います。

数値として、滞留状況をどう減らすか、数値に出しにくいとは、お話を聞きながら感じたところですが工夫していきたいと思います。

2点目でございます。

全額国費なのかということですが、こちらの方は予算の仕分け上、警察署で使用するものについては、都道府県で購入しております。

ですので、警察本部の科学捜査研究所や鑑識課で使用する物品については国が調達します。

ただ、警察署レベルあるいは交番レベルでも、最低限の鑑識の資機材などは配備しており、それについては全て県の方が対応しています。

土居委員 どちらかというと、私はこの予算では足りないのではないかとと思っている立場で物を言っているところがありますが、今までの仕切り方だと、国が負担すると言っている部分と県が負担すると言っている部分があるということは、ご説明にあったところだと思います。

国の予算だけではなかなか足りないとか、更新滞留がもっと増え続けるというような予想になっているのかということを考えると、これは意見ですが、場合によっては国と都道府県の出す範囲とかデマケーションを見直して、ある程度財政力のある都道府県にも、一定程度の資機材を購入するための財源を捻出していただいて、科学捜査力の維持向上に努めていただくこともあるのかなというふうに思います。

会計課長 では、次に藤森先生お願いいたします。

藤森委員 今のご質問と被るところがあるかも知れませんが、有効活用の為に定期的に利用状況を調査して不用とするものをピックアップして、各警察署で融通しているという話がありましたが、これは申告制になるのでしょうか。

逆に、本部で利用状況をデータとして把握して、そこから本当にこれ要るのですか、というような形で、調査をかけることはあるのでしょうか。

犯罪鑑識官 ご質問ありがとうございます。

利用状況の調査は基本的には各県の方からの申告となっておりますが、当然機械を使いますとログというものは残りますので、そのログに基づいて客観的に報告するよう注意書きをしております。

藤森委員 ログに基づいて各都道府県警察からの申告という形になるのですね。

私もログがあるのではないかとということがあったので、そういったことができるのではないかなと思ったのですが、やはり担当者の方で保守的な方とそうではない方というのが当然出てくると思います。

全国規模の組織なので、一般の民間企業ですと、利用状況が見える化して、ある程度の基準を作って、その中で本当に要らないですか、要るのですかということを調査します。

そのようにやっていかないと、どうしても恣意性が入ってしまうところがありますので、せっかくログが取られているのであれば、何かしらの形で指標を作っていただけないかなと思いました。

犯罪鑑識官 ありがとうございます。

全部の調査でログをつけて回答させているわけではないですが、一定程度の必要性はあると思います。

他方で、この必要性の部分の判断というと、警察の場合ですと難しいところがございまして、やはり、いざ何かあった時に普段あまり使わないかもしれませんが、直ちに立ち上がらなければいけないという場合に、果たして先ほど言った広域運用みたいなものが可能なかどうか、こういったところの見極めも必要と思っています。

単純に、毎日使っているものを毎日使っていないからいらないのではないかとはい直ちには言いにくく、それは機材の性質によることも多いのですが、そういった観点でも見ていかなければならないと考えております。

藤森委員 そこはおっしゃる通りかと思しますので、先ほどの分類の中で、警察署ごとに必要なものと広域運用の物がありますので、その辺の重要性の見極めは当然必要かなと思います。

あとログを集めて分析するというのは全部本部でやりますと、それはそれですごく手間がかかるかと思えます。

そこはまさにデジタル化、DXしていくところかなと思いますので、今後、ご検討いただければと思います。

犯罪鑑識官 何よりも客観性のある調査という形で、調査方法を考えていきたいと思えます。

ありがとうございます。

会計課長 内山先生、お願いします。

内山委員 先ほどロジックモデル、効果発現経路についてのお話がありましたが、ちょっ

と私もそれに気になることがありまして、もうちょっと工夫できないかな、という感想を持っております。

これを見ますと、アウトプットから長期アウトカムに直接つながっている形になっており、しかも長期アウトカムのところは、DNA型データベース活用の推進とか、主要なデータベース活用の推進ということになっていますが、定義上、これはアウトプットです。

というのは、政府、国がやる活動がアウトプットだからです。

アウトカムというのは、それが社会に与える影響、インパクトということに基本的にはなっていますので、データベース活用の推進というのはむしろアウトプット側なのではないかと。

では、アウトカム、社会に与える影響とは何かというと、それは実際に検挙につながることであるとか、さらにはそれを通じて治安の維持・向上を図るといったことになると思います。

それはあくまでも理念的というか理想的な話でありまして、実際に今でも議論で出たとおり、指標化、量的な指標にできるかということそれは難しいというのはよくわかります。

例えば、検挙率の向上みたいなものをアウトカム指標にしたとしても、当然検挙率にはいろんな要因が絡んでくるので、単に資機材整備すれば簡単に検挙率が上がるというわけではないので、そこをちゃんとコントロールしなきゃいけない、そういった目標設定が定量的には難しいというのはわかります。

ただ一方で、さっき申したように、社会にどう影響を与えたのかというのは、何らかの形で、定性的な形でもいいので示せないのかなと考えております。

具体的な解、適切な解がすぐには出てくるかは、私の方でも引き続き考えてみたいのですが、そこを何とか。

その点でちょっと一つあるのは、専門的な話で恐縮ですけど、いわゆる因果推論の考え方から言うと、もしこの資機材がなかったら、検挙できる事件も検挙できなかったというような、そういうことが示せるといいのではないかと。

つまり、資機材が必要だということは言い換えれば、なかった場合には大変なことになるということを示せばいいので、もうちょっと工夫できないかなというのは個人的ではありますが私の意見です。

犯罪鑑識官 ありがとうございます。

客観的証拠につきましては、確かに検挙もそうですが、容疑段階から早い内に関係のない人間を外していくという使い方も一面で期待されているところでございます。

残念ながらこの部分について、我々も統計を取っておりません。

実際に捜査する中で、これで容疑者が落ちているというだけの話ですので、この数字も把握していないところでございます。

こういう使い方もあるということを考えますと、なかなか検挙率というのに直ちに科学的証拠という部分から言うと、それが偏面的な見方になってしまうのかなというところも気になっているところでございます。

強いて言うならば、薬物の鑑定だけは、薬物鑑定がないと、そもそも事件があったという立証にならないという点において、薬物の検挙イコール鑑定というふうに見ていただいてもいいかなと思いますので、この辺は直接リンクしますが、果たして薬物の鑑定だけで、科学捜査を全て代表してしまっているのかというののもちょっと悩ましいとは思いますが、先ほど先生からもありましたとおり、検討してまいりたいと思っております。

会計課長 ありがとうございます。

赤井先生お願いします。

赤井委員 予算がもっと効率化できるのか、もっと増やした方がいいのか、費用対効果になってくるのかそれは難しいと思いますが、海外の事例とか、何かそういうものを参考に、もう少し今の予算が十分なのかとか、そういう議論ができるような情報は今どのぐらいお持ちなのでしょう。

犯罪鑑識官 そこはお示しできるものを持っておりません。

ご指摘を踏まえまして、どのような形がいいのか。

ただ、警察制度はそれぞれ違いますので難しいところです。

赤井先生 海外がどのような機材を持って、どういうふうに応用しているのか、そういうのがあると参考になるのかなと思います。

犯罪鑑識官 技術的な話で申し上げますと、少なくとも遜色のない技術レベルは確保しているだろうと自負はしております。

それは、メーカーから技術情報を受ける中で、外国が売り込んでいるものは、我々のところにも来る形になっておりますので、そういったものでは決して遜色はないだろうとは思っておりますが、何かお示しできるものがあるかという、申し訳ございません。

赤井委員 今後、そういうのがあるとより予算の議論がしやすいというか、説得力があるのかなと思います。

ありがとうございます。

会計課長 ありがとうございます。

それでは、先生方からのコメントを取りまとめさせていただきますので、審議を一時中断させていただきますと思います。

(一時中断)

会計課長 お待たせいたしました。

審議を再開させていただきますと思います。

それでは、取りまとめコメント案につきまして、内山先生からご説明いただければと思います。

内山委員 それでは、私から取りまとめコメントの案を発表いたします。

全部で6点ございます。

1つ目、EBPMの観点から、効果発現経路の書き方を見直す必要があるように思われる。

特にアウトカムの定義について、よく検討していただきたい。

2つ目、警察庁という全国規模の組織という性質から、公平性が非常に重要かと思われる。

利用状況や不用かどうかの判断は、申告性ではなく客観的なデータでの判断を行うことで各都道府県警察での恣意的な判断を防ぐことを検討していただきたい。

3つ目、自白偏重の不当な取調べの防止、証拠価値の高い適切な客観的証拠による合理的な立証を行う観点からも、客観的証拠の収集、確保がより一層重要である。

警察の鑑識・鑑定能力を強化することを企図するのであれば、現在行っている合理的な調達に一層努めることを大前提としつつ、国民生活の安全の確保に直結する鑑識・鑑定能力の強化に使用する予算については、大幅に増額すべきではないか。

4つ目、340億円のレベルが大きいのか少ないのかを評価するためにも、整備内容及び整備費の単価について 海外事例、比較等の客観的情報を収集することも有用。

5つ目、一者応札にならざるを得ない資機材が多い中で、更なるコストダウンを実現するために、サプライヤーと共同でのコストダウンに取り組んでいただきたい。

最後、今後、資機材の更新滞留が増加する見通しとなっていることから、本事業の予算の維持増加が必要と思われる。

それを踏まえると、これまでの資機材整備に関する財源の国と都道府県の分担を見直して、財政力のある都道府県にも協力してもらうなどして財源の確保に努めるべき。

以上が、取りまとめコメントの案となります。

会計課長 それでは、ただいま内山先生から発表をいただいた取りまとめコメント案につきまして、先生方のご意見等がございましたらご発言をよろしくお願い申し上げます。

会計課長 最終的な取りまとめ案について、今、内山先生からご意見いただいたもので、最終的なコメントにさせていただきたいと思います。

今後、このいただいたコメントをしっかりと踏まえまして、事業の効果的・効率的な運用に努めて参りたいと思います。

それでは、1つ目の事業の審議はこれで終了いたします。ありがとうございました。

(休憩)

会計課長 それでは、2つ目の事業でございます「大規模災害対策の推進」について審議

を開始いたします。

まず、事業担当課の警備第三課から事業の概要等についてご説明いたします。

警備第三課長 それでは、大規模災害対策の推進事業の概要について、スライドに沿ってご説明いたします。

本事業では、過去の大規模災害への対処において得られた反省教訓を踏まえ、災害対処能力の向上を図ることを目的に、広域緊急援助隊等が災害警備活動を実施するために必要な装備資機材の適切な更新整備、国内の災害特性に即した環境下で、体系的・段階的な救出救助訓練を実施するための災害警備訓練施設の整備を行っております。

我が国では、毎年のように大規模な自然災害が発生しております。

特に近年では、気候変動の影響も相まって水害・土砂災害が激甚化、頻発化しております。

例えば、令和5年度には6月の梅雨前線による大雨及び台風2号により、死者6人等の被害が発生しております。

令和5年6月末からの梅雨前線による大雨では、死者13人等の被害も発生しています。

また、令和6年1月の能登半島地震では、死者230人等の被害が発生いたしましたが、今後発生が懸念される首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝、千島海溝周辺海溝型地震では、令和6年能登半島地震以上の甚大な被害が発生すると予想されております。

このため、大規模災害時に被災地に派遣される広域緊急援助隊や緊急災害警備隊の対処能力の一層の向上が課題となっております。

近年の災害対応の教訓等を踏まえつつ、引き続き、装備資機材や災害警備訓練施設の整備等に取り組む必要があると考えております。

災害対応には、警察をはじめ、消防や自衛隊といったいわゆる実動機関が被災地において活動をしております。

発災当初は、警察、自衛隊、消防も救出救助というのが役割となっておりますが、時間が経過するにつれて、警察は被災地における安全・安心を確保するため、パトロールや避難所等の巡回相談等、あるいは自衛隊は給水支援、物資輸送等による生活支援活動など、それぞれの機関の役割を果たしております。

次お願いします。

大規模災害が発生した際の各機関の役割分担については、国レベルの防災計画で定められております。

一例でございますが、南海トラフ地震について、内閣府において南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画が策定されており、この中において、各防災関係機関の救助・救急活動等についてのスキームが示されております。

この中で、タイムラインに応じた目標行動として、具体計画では発災時から時間経過に応じたタイムラインを目安にして、防災関係機関は緊急災害対策本部の総合調整の下、相互に連携して迅速な行動を行うこと、タイムラインに定めた内容は、国及び地方公共

団体の複数の防災関係機関が人命救助のために重要な72時間を意識しつつ、救急・救助活動を総合的に行うための目安であることが示されています。

これに従いまして、警察、消防、自衛隊等の各防災機関は、相互に連携しながら、被災地内、部隊の最大動員、広域・応援部隊の編成出動、救助、活動拠点の設定、あるいは広域応援部隊の順次到着、活動の本格化等の活動を行うこととしております。

災害救助訓練につきましては、基本的には各機関において実施しておりますが、発災時に迅速かつ的確な災害警備活動を行うため、関係機関との合同訓練を積極的に実施しております。災害対処能力の向上と連携強化を図っているところでございます。

次をお願いします。

広域緊急援助隊につきましては、各県警の機動隊の隊員から編成される部隊でございまして、大規模災害発災時に直ちに被災地に派遣され、被災情報の収集、連絡、避難誘導、救出活動等の任務に当たります。

また、広域緊急援助隊は、必要な食料や装備資機材を携行しておりまして、被災地へ迅速に派遣され、被災地の警察から宿泊所の手配、物資の調達等の支援を受けることなく活動することとしております。

本事業では、いかなる災害の発生に際しても、広域緊急援助隊が迅速かつ的確な災害警備活動を実施できるよう、災害の対応において必要となる装備資材の更新整備を行っております。

また、大規模災害発災時における即応部隊には、広域緊急援助隊の他に各機動隊の隊員で編成され、被災者の救出・救助、行方不明者の捜索、その他、避難所ですとか被災案件の警戒・警備等の任務に当たる緊急災害警備隊というものがございます。

本事業ではこれまで主に、広域緊急援助隊に対する装備資材の整備を図ってまいりましたが、気候変動により激甚化、頻発化する気象災害、今後発生が懸念される首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模地震のほか、火山噴火であるとか、雪害等各種災害に的確に対処できるよう、今後は緊急災害警備隊の装備資機材についても、可能な限り充実を図って、広域緊急援助隊等の対処能力全体を向上させていきたいと考えております。

次をお願いします。

気象、地形、地質が極めて厳しい状況下にある我が国におきましては、気象災害、地震、雪害等の様々な災害による甚大な被害が毎年のように発生する可能性があります。

災害ごとに必要な資機材も異なるものですから、広域緊急援助隊にあっても多種多様な装備資機材の整備を図る必要があります。

ここに記載されているのは一部でございますが、例えば、切断工具やコンクリート、木材、鉄等の切断等に使用する装備資機材も異なります。

同じ切断工具ですが、チェーンソーあるいはエンジンカッター、手工具セットなど多種多様な装備資機材を整備する必要があります。

次をお願いします。

各種装備資機材の整備経費につきましては、令和５年度予算が14億525万５千円、令和６年度予算が２億5,128万３千円、令和７年度予算が11億4,470万８千円となっております。

また、令和３年の熱海での土砂災害の時、令和４年度補正予算で14億525万５千円が、令和６年度能登半島地震の発生を受けて、令和６年度補正予算で11億4,470万８千円が計上され、それぞれ翌年度に繰越したということで、令和５年度予算と令和７年度予算額が多くなっております。

主な資機材の整備状況は記載のとおりです。

次をお願いします。

災害警備訓練施設でございますが、平成28年に近畿管区の災害警備訓練施設、平成30年に警視庁東日本災害警備訓練施設が運用開始されまして、広域緊急援助隊及び緊急災害警備隊員を対象に国内の災害特性に即した実践的訓練を実施しています。

訓練施設については、例えば要求助者が閉じ込められた状況下での救出・救助訓練を実施するため、形を組み替えて、建物の様々な倒壊状況を安全かつ効率的に実現できる可変式訓練ユニットを開発し導入しているほか、積み土嚢訓練、ボートやロープを使用した救出訓練等も実施するため、津波豪雨等による実際の災害現場に近い環境を再現しております。

次をお願いします。

災害訓練施設の事業につきましては、地震、土砂、火山災害、水害等に対応する訓練エリアに様々な訓練設備を配備することで、国内の災害特性に即した実践的訓練の実施が可能となるものでございます。

予算につきましては、令和４年から令和７年度いずれも2,814万５千円でございます。経費のほとんどは事務用品や各施設におけるコンクリート板等の物品購入、施設の修繕及び光熱水料となっております。

次をお願いします。

先ほどもご説明したように、様々な災害が発生するということで、災害ごとに必要な資材も異なりますので、これに対応できる多種多様な装備資機材の整備を図っております。

また、大規模災害が発生して、そこで得られた教訓等も装備資機材の整備方針に反映していく必要があるという考えを持っております。

例えば、令和６年能登半島地震においては、地域の特性としまして、能登半島は海に囲まれ、山が多く、平地が少ない地形であったことから、土砂崩れ等のために警察部隊が通行可能な道路のほとんどが損壊しておりました。

自衛隊ヘリ等による空路輸送を試みましたが、実際、資材の積載制限や着陸後の徒歩移動による救助活動が制限されるなど、こうした環境下での救助活動を可能とする小型軽量の資機材、こういった物が必要だろうということで、これが教訓としてございまし

た。

また、課題となった土砂崩れ等による道路が寸断された場合の空路輸送に備えるために、補正予算において、空路輸送を想定した小型軽量の資機材等を新たに整備いたしました。

また、大型資機材の携行が制限されることがないように、悪路でも走行ができる大型資機材が積載可能なバン型の車両を整備いたしました。

次お願いします。

装備資機材の不断の見直しということも重要だと考えておりまして、数を絞った資機材について、効果的に訓練を行うということによって資機材の使用練度の向上も図っております。

まさに、真に必要な装備資機材のみを減耗更新し、整備定数も見直すことで、調達におけるコストダウンにも取り組んでおります。

縷々ご説明してきたとおり、装備資機材も多種多様でございまして、装備資機材の見直しがどの程度のコストダウンにつながったのかというところは、なかなか掴みづらいところではありますが、例えば、全国の広域緊急援助隊のニーズとか、実際に使用頻度がどの程度あるのかというものをヒアリングなどで把握をして、これまで隊員に合服、夏服を支給していた災害活動服がございまして、脇の部分にベンチレーションを取り付けて、利便性や可動性を改良した上で、実際に一本化して、仕様に変えたというようなこともございます。

引き続き、こうした過去の災害の反省教訓等も踏まえて、リソースの最適化に取り組むということを実施してまいりたいと考えております。

次お願いします。

災害警備訓練施設については、各部隊の訓練基準を体系的・段階的に定めることによって、訓練の実施状況から、各部隊がどの程度対処能力の向上が進められているかを把握するとともに、災害現場で求められる技能が基礎から段階的に習熟されるほか、安全管理をしながら行っております。

また訓練内容については、今後発生し、または発生が予測されるような大規模災害の特徴、傾向等を分析するなどして訓練設備の見直しを不断に進めております。

さらに、大規模災害における教訓を訓練施設に反映していく必要があり、例えば、令和6年の能登半島地震の教訓を踏まえて、ここにも記載してあるように、建物倒壊のメカニズムとして、可搬式のユニットであるとか、先ほどご説明したような段階的・体系的な訓練を行うとか、縷々この辺の改良を加えているところでございます。

次お願いします。

装備資機材の調達については、国費負担により更新整備を行っておりまして、警察庁においてもスケールメリットを生かした中央調達を行っております。

契約は、一般競争入札を基本としており、競争によって単位あたりのコストなどの水

準は保たれているものと考えておりますが、令和6年度に実施した結果、その中には複数業者が入札に参加したものの、入札価格が予定価格に達せず、随意契約にせざるを得なかった資機材もございます。

例えば、令和6年度に調達したもののうち、災害活動服は、随意契約となっております。

また、訓練施設の維持管理に係る経費については、警察庁から国費を配分して地方機関及び都道府県警察において執行しているものですが、訓練施設に係る経費のほとんどは先ほどご説明したように、事務用品や各施設におけるコンクリート板等の物品購入、光熱水料等となっておりますので、なかなかスケールメリットを生かした調達には不向きなものと考えております。

また、契約は、一般競争入札又は少額による随意契約を基本としております。

引き続き、中央調達の実施、入札公告時の業者への参加や呼びかけ等、競争が働いた上でのコストダウンというのを図ってまいりたいと考えております。

加えて、今後の調達方法の考えとしましては、消防や自衛隊等も同様の資機材を使用する救出実動機関でございますので、こういったものの共同調達というものも考えられるかなと思います。

他方、こういった関係機関ともニーズの調整ですとか、実際にそれぞれの整備計画というものがございますので、そのあたりの調整が必要になるのではないかと考えております。

私からは以上です。

会計課長 本件につきましては、説明の最後にありました今後の検討課題、各種の装備資機材の整備・更新について、近年どのような大規模災害の変化があり、地域の特性があり、現場のニーズはどうか、そういったような要素を踏まえて、どう見直していくべきか、というような論点があるかというふうに考えています。

それでは本事業につきまして、先生方からご意見をいただければと思います。

土居先生、お願い申し上げます。

土居委員 私は、災害訓練施設についてお伺いしたいと思います。

先ほど7ページに例として近畿管区の施設をご紹介いただいて、最後のページに現在の調達方法は、警察庁から国費を配分していると書かれており、体系的・計画的に訓練施設の整備を進めていくとご説明を受けて理解しましたが、今後、どのようなスケジュールで訓練施設をさらに整備して行くご予定なのかということをお伺いしたいと思います。

警備第三課長 ありがとうございます。

先ほどもご説明したとおり、まさに敷地はございまして、その中でどういう訓練が効果的なのか、実際訓練をする上で、特に大きな災害があった時とか、その時の教訓が得られたもので、かつ、現状の資機材では足りないものがあれば、それを調達するという

ことですか、あるいは訓練していく中で、今のところの基準を設けて、しっかりと段階的に習熟することをしているのですが、そういったところで、もう少しこういった所を集中的にやらなければならないが、現状少し資機材が足りないとか、そこはもうちょっと反映して行きたいと考えております。

基本的には訓練をする、計画して実施させるわけですが、その訓練が効果的に行く、実際に使っているところからフィードバックを受けて、我々もそれを改善点がないかということを回していくような、そういうような基本的なサイクルで考えています。

土居委員 近畿管区の例がありますが、こういう形で、既に堺市北区にその施設が存在していて、さまざまなユニットとかゾーンとかがあると。

もちろん新たなニーズが出てきたら、ユニットとかゾーンを増設したり、新設したりするという、そのようなイメージだなと思ったところです。

他の管区でもこういう施設があると思いますが、そもそも一から立ち上げないといけない施設整備というものが、今後発生するということなのか、それとも既に各管区にはそういう施設は存在していて、足りないユニットとかゾーンとかを新增設していくというような形の整備になるのか、その整備状況についてどんな感じでしょうか。

警備第三課長 現状としましては、2カ所以外にこの規模の機能を備えた訓練施設というのはございません。

全国に2カ所です。

実際は、この機能を1カ所集約したものはありませんが、例えば、合同訓練をして自衛隊の施設を使用したり、それ以外に警察施設を利用して訓練しております。

現状では同規模の施設を全国展開するという計画もございません。

土居委員 そうすると、この予算をどういうふうに執行していくかということに関して、さらに深くお伺いしたいと思います。

追加して新しく一から立ち上げるみたいなことや一から施設を作り上げるみたいなことはなくて、既存の施設を有効活用しながらやっていくようなことを考えておられるというふうに認識しましたが、その中で、ある程度5年後までを見据えたところで、各地域から上がってくるリクエストをこなすとなると、これぐらいの予算が今後5年とか中期的に見たときに必要になるというような見積もりというか、目算というか、そういうものをお立てになっておられるのか、それとも毎年毎年基本的には要求が各地域から上がってきたものを、警察庁として取りまとめて予算要求するというような感じになっているのか、そのあたりはどんな感じですか。

警備第三課長 ありがとうございます。

この施設にはいろいろと訓練資機材がございまして、基本的にはこれまで一つずつ機能を追加していて、おおよそその災害に対応できるような装備資機材を集中的にここに用意しています。

毎年の予算要求も基本的にはメンテナンスや光熱費だとか、あとはチェーンソーの訓

練をするコンクリート資機材であれば、新たに穴をあけたら新しいものを調達していかななくてはならないので、いわゆる消耗品ということになりまして、今後、今までに想定していないような災害で、こういう訓練が必要だよねとなれば、新たな装備資機材が必要になる可能性があるのですが、ここ数年は基本的には対応できるような形でメンテナンスを図っているというものです。

土居委員 最後に質問です。

災害の様々な物品購入に関しては、一般競争入札又は少額随意契約ということでございますけれども、これを実施するのは、警察庁が実施するのか、それとも、その管区にある、例えば先ほどの近畿管区だと大阪府警が契約を実施するのでしょうか。

警備第三課長 それは地方機関で契約を実施します。

土居委員 それについては、警察庁ができるだけ高額、割高にならないように調達してほしいとか、そういうようなリクエストは地方機関にされているのでしょうか。

警備第三課長 必要な指導というか、やり取りはしております。

土居委員 分かりました。

会計課長 赤井先生、お願いできますか。

赤井委員 私は、レビューシートのロジックモデルですが、アクティビティのところに訓練施設も機材も向上を図るとありますが、そもそも事業の目的が災害対処能力の向上を図るということになっているので、アクティビティのところは、いわゆるインプットに近いと思いますが、このアウトプットに書かれているような機材の更新、そういうものをやるというのがまずインプット、アクティビティのところに入るのかなと。

また、アウトプットとしては、それによって活動をするというようなことになるのではないかと。

アウトカムのところですが、なかなか難しいとは思いますが、機材もこういう効果があるからということで導入されていращやと思うので、機材更新によって、こういう災害が起きたときに対処ができるようになるとか、もう少し最後の段階でどんな効果があったのかというのを何とか計測していただいて、もし機材がなければできなかったことが機材があればこれができるようになったとか、訓練もこの訓練がなければできなかった救出作業がこの訓練でできるようになったとか、そういうことが反映できるようなアウトカムにされた方がより機材を購入したことによる価値を示すことができますし、より効果的な機材はどうすればいいのかという議論ができるのかなと、ちょっと意見程度です。

警備第三課長 ありがとうございます。ちょっと研究したいと思います。

会計課長 内山先生お願いします。

内山委員 最後のところに、今後の検討課題として装備資機材の共同調達、つまり消防や自衛隊なども同じように救助をやっていると思いますので、装備資機材の共同調達については調整が必要ということですが、ぜひこれを積極的に進めていただきたい。

あとは訓練施設の方ですよ。

警察特有の訓練施設みたいなことになるのですか、それとも訓練施設もある程度、自衛隊や消防などと共同利用が可能となるのでしょうか。

もし可能であれば、例えばそういった施設の共同利用みたいなことも検討できるのではないかと思いますのですが、その点いかがでしょうか。

警備第三課理事官 訓練施設の共同利用に関しましては、すでに利用して、実際に活用しておりまして、管区主催での警察、消防、自衛隊との合同訓練施設での合同訓練というのも行っておりますので、各機関の部隊間での連携強化というのは、しっかり図られているというところでございます。

内山委員 共同訓練されていることはよく分かりましたが、例えば、消防なり自衛隊なりも同じような訓練施設を持っているのでしょうか。

警備第三課理事官 自衛隊、消防に関しても訓練施設がございまして、逆にこちらから出向いて共に訓練をするといったようなことは、相互にやっているという状況でございます。

内山委員 そうというのは、例えば一本化して、要するに、毎日訓練を行っているといったようなことは無いと思うので、ある程度統合して、スケールメリットを生かすみたいなことは可能でしょうか。

警備第三課理事官 そもそも各部隊の能力向上というのも、当然必要なわけございまして、自衛隊なり警察なり消防なりが、訓練施設などを活用して自部隊の能力というのをまず向上させます。

その上で、お互いが共同訓練をしながら、より連携された総合力の発揮という意味での共同訓練をやるということでございます。

ただ、それぞれでやらなければならいところもございまして、訓練施設も、当然ながら各機関でも保有して活用していくというのが必要というふうには考えております。

ただ、そういったご指摘もございまして、検討することとは思っております。

警備第三課長：ちょっと補足でございますけれども、おそらく今、内山先生がおっしゃられたのは、結局同じような施設があれば、それを相互利用することによって、全体として、もうちょっとコスパよくできるのではないかという趣旨だったと思うのですが、我々も自衛隊や消防がどれだけの施設を持っているのかを把握しておりませんので、例えば先ほど土居先生からもお話があったように、訓練施設を各管区に作るのかという話ですけど、現状この2つの訓練施設を全国の警察で使っており、それ以外は自衛隊、消防の施設を使わせてもらい、一緒にやったりしているので、逆に言うと、それを全部自前でとなると、おそらくもっと警察でやらなければいけない。

ある程度現状は、そういった意味で他の機関のものも使わせてもらって、あちらも使っているということで、ちょっとはやれているのかなという、ただもっとやれるのかどうかというのは、また考えないといけないと思っております。

内山先生 例えば、防災庁の構想が進んでいると思いますが、防災庁ができた時は、もちろん所掌事務がどうなるのかなどはこれからの話だと思いますけれども、そのあたりも調整がより円滑になるかもしれないと考えていいですか。

警備第三課長 そうですね、また色々と全体の調整が入って、検討の余地が出てくるかもしれません。

会計課長 ありがとうございます。

ここで審議の途中ではございますが、有識者の先生方におかれましては、コメントシートを作成をお願いできればと思っております。

作成いただきましたら、ご送信いただくか、あるいは挙手で合図を送っていただけると助かります。

引き続きまして、質疑の方に入りたいと思います。

それでは瀧川先生お願いします。

瀧川委員 大前提として、災害が多い日本でこの事業は非常に重要な事業と思っています。

その中で、スライド7、8枚にわたって、近年の大規模災害の変化と、それに対する対応についてご説明いただいたと思いますが、正直よく分からなかったところがあって、何が分からなかったかという、近年の大規模災害の変化というのが、これまでの災害と比べて何が違うというふうにおっしゃっていて、それに対してどう対応されているとおっしゃっているのか、分からなかったのでお伺いしたいと思います。

私の認識でいうと、水害とか地震の数が増えたという話は、多分あるだろうなと思いますが、これまでなかったような災害がありましたというのが、あまりイメージが付きませんでした。

例えば、この能登の例で書いていらっしゃる、平地が少なくて土砂崩れで行けなかったという話は、今までで初めて起きました、という話でもないというふうに思っている、ので、どういう災害の変化が起きているのか、もしかしたら質というよりは量なのかもしれませんが、その変化と、どう対応されているのかをお伺いできればと思った趣旨です。

警備第三課長 ありがとうございます。

一例を申しますと、やはり最近の大雨でいうと、線状降水帯であるとか、ゲリラ豪雨みたいな、あれは、まさに気候変動の影響を受けているのではないかとされていますが、今までであれば、短期間に本当に予測不能な形で一気に増水するようなことは、なかなか我々も経験がなかったと、去年も私の個人的記憶でも、何年に一度とか、これまでに前例のないような規模だというニュースが毎日のように流れていたり、我々の対処も変わってきたなという、地震とかはもちろん過去もございますし、そこはなかなか定量的にどう変化したのかというのは難しいですが、一例を申し上げれば、まさに大雨とか、かなり難しいですし、頻発しているのではないかというのが言えると思います。

瀧川委員 分かりました、ありがとうございます。

それについて、コメントになるのかもしれませんが、直近の変化もそうですけど、多分過去の災害の振り返りみたいなのも、既にやられていると思いますが、そこはしっかりやっていただきたいと思っていて、そこから学ぶところもあるだろうなということがまず一つ目です。

二つ目は、この対応を変えていくのが非常に大事だと思っていて、資機材の共同調達の話もありますが、もしかしたら自衛隊とか消防の方が先に同じような経験をされていて、蓄積された知見とかあられると思うので、もしそういった方々と検討されていないのであれば、こういった対応の考え方のときにも、自衛隊とかとの検討は進めていただければと思った趣旨です。

警備第三課長 ありがとうございます。

1点目につきましては、直近でございますと、能登半島地震でございます、災害を対応した後に、当庁でもワーキンググループを立ち上げて、振り返りを1年かけていたしました。

昨年末に報告書という形で対外公表しておりますが、その中には様々な反省教訓を抽出して、今日ご説明したような、まさに小型軽量資機材が必要だろうとか、あるいは大型のバンが必要だろうとか、予算につながるような話ですとか、それ以外の様々な振り返りのことを、しっかり文書化して、次の災害に備えるためにアップデートしていると、これは能登半島地震に限らず、それまでの大きい災害においても実施していることでございます。

あと2点目については、冒頭でもちょっとご説明しましたが、災害が発生すると現場で何が起きているかと言いますと、自衛隊、消防、警察もそれぞれの部隊が一気に全国から集まってきます。

合同調整所というところで、それぞれ分かりやすく言うと、どこを分担して救出にあたるかという調整をすることになります。

そういう場もそうですし、平素の訓練の場もそうですが、ある程度お互いにどういう活動をするか、あるいはどういう資機材を使っているかというのは、ある程度分かっているという状況ではございます。

瀧川委員 分かりました。ありがとうございます。

会計課長 石川先生お願いします。

石川先生 ご説明ありがとうございました。

資料10ページのところで、近年の大規模災害等を踏まえた各種装備機材等の整備更新の見直しというスライドの中で、装備資機材の絞り込みというところで、現場のニーズを把握して見直した例というのが紹介されています。

まず1億円の見直しというのは、利益というか削減が成功したと、そういうご趣旨でしょうか。

警備第三課長 これは合服を調達しなかったと、結局一本化したので、その分浮いたとい

うことです。

石川委員 1億円を節約できたということ。

警備第三課長 はい。

石川委員 これは、すごくいい例かなと思って拝見しました。

全国の広域緊急援助隊員と意見交換を重ね、部隊のニーズや使用頻度の把握というのをされたようですが、これは、災害活動服についてだけ、行ったということでしょうか。

警備第三課長 他にも色々ございまして、例えば服関係でございまして、これまで防寒着というものもあって、あと雨合羽みたいなものもあるのですが、高性能の雨合羽であれば、防寒の役目も果たすということで、これも先ほどの合服と夏服と似ていますが、防寒着はやめて、高性能の雨合羽に一本化するとか、あとはちょっと違いますが、簡易トイレとかです。

簡易トイレは、今までは使い捨てでしたが、最近のものは中身を交換すれば外側は使えますので、再利用ということでコストダウンを図ったり、多種多様なところで気づきがあれば、そこは柔軟にやっていくというような形でやっています。

石川委員 同じく資料の5ページのスライドで、いろいろな資機材の紹介があります。

こういう資機材も、現場のニーズを見て踏まえていくと見直しができる余地がかなりあるのでしょうか。

警備第三課長 それはあると思います。

石川委員 それはまだ全部はできていないということですかね。

警備第三課長 全部といいますか、おそらくそれぞれ使っていく中で、また出てくるところもあると思いますし、あとは新しいものが出てくるというのが結構大きな要素だと思ひまして、今までは普通にやっていたが、先ほどの話だと、高性能雨合羽みたいな良いものが出てきたとなると、それがすぐさま使えるかどうかというのがありますが、そういったものに変えていくかという話も出てくると思ひます。

ご指摘のように、そういう余地は、今後も含めて出てくる可能性があります。

石川委員 ちなみに、この意見交換を重ねてニーズを把握する手間というか時間というか、どれくらいの時間をかけてやるものですか。

警備第三課長 いろんなチャンネルがございまして、そもそも我々警察庁と各県警においても、平素からいろいろ訓練をしていますし、そういった中でいろいろ話が寄せられるときもありますし、部隊の指揮官を集める会議も時々やっていますので、そういったときに意見集約するとか、そういう形で様々な機会を通じてそういうことは可能でございします。

石川委員 やっぱり警察組織は、警察庁を頂点にして各県警があつて、組織的な動き方ができるから比較的そういうのはまとめやすいとお聞きすればよいのでしょうか。

警備第三課長 基本的に国費で整備しておりますので、我々もやはりちゃんとそれがどう使われているかというのは把握する必要があると考えています。

石川委員 先ほど内山委員から自衛隊や消防との共通化という観点での質問がありました。

事前勉強会でも内山委員から同じ質問が出ていましたが、資料3ページの南海トラフの例で、中央防災会議という会議の資料となっています。

青い点線の計画の中で、最大勢力の警察災害派遣隊、緊急消防援助隊、自衛隊の災害派遣部隊、国土交通省みたいな書き方がされています。

この中央防災会議という会議体は、この警察、消防、自衛隊の3つを統括するというか、上から見るというか、少し高めの目線で見えて共通するものがあるかとか、役割分担するかというのを見ている会議なのでしょうか。

勉強不足で申し訳ないですけど、先ほど内山委員がおっしゃった防災庁的なものができるまでの間は、中央防災会議のような組織体を取りまとめるということでしょうか。

警備第三課長 今は内閣府防災というところがございまして、そこがこの中央防災会議を取り扱うというか、回しをしているというところでございまして、基本的には同じ内閣府の機能として全体調整をするということでございます。

石川委員 そうすると、今、他にどういうものを持っているか分からないというのは、それは警察庁の立場としてはそうだろうなというふうに思うところなので、例えば、今の見直しの作業を自衛隊や消防でもやる気になればできるはずだということでしょうか。

そうであれば、警察庁で1億も削減できているのだったら、消防や自衛隊との共通化をすればもっと削減できるのではないかという観点も可能なのかなと素人的な視点では思います。

警察庁に共通化の取りまとめをやってくださいというつもりはありませんが、内閣府にぜひこの会議での議論を見ていただいて、警察庁の見直しの例を参考にいただければ他の組織との規格の共通化や共同調達がやりやすくなるのかなと思いました。

警備第三課長 そうですね。

全体調整の中でどこまでという話だと思うので、それはちょっとまた関係機関、省庁とも話す必要があるかなとは思っております。

石川委員 ぜひ内閣府の防災の方にその視点をよくお伝えていただければと思います。

どうもありがとうございました。

会計課長 その他質問などはございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それではここでコメントの取りまとめをさせていただきたいと思います。

ご審議を一時中断させていただきます。

(一時中断)

会計課長 それでは、取りまとめコメント案につきまして、内山先生からご説明をお願い

申し上げます。

内山委員 それでは私から取りまとめコメント案を発表いたします。

3点ございます。

1つ目、E B P Mの観点から効果発言経路ロジックモデルの書き方を見直す必要があるように思われる。

特にアウトカムについてよく検討していただきたい。

アウトカムには、機材更新、整備、訓練により災害対処能力がどの程度向上したのか、どの程度効果的に行えたのかに関する指標を計測し入れ込むべきである。

2つ目、災害が場所と時を選ばず発生することを考えると、本件は警察庁だけの問題ではないことかと考えられる。

共同調達や共同利用の検討により、ぜひ自衛隊、消防等との連携を視野に入れた、国としての有効性及びコスト削減を検討していただきたい。

また、この検討に当たっては、内閣府に俯瞰的に行ってもらいたい。

3つ目、災害訓練施設に関する契約について、国費を分担して行うものであるから、契約主体たる地方機関に対して、コストダウンが図られるように警察庁から促すべき。

以上が取りまとめコメント案となります。

会計課長 ありがとうございます。

それではただいま内山先生から発表いただいた取りまとめコメント案につきまして、ご意見等ございましたらご発言をよろしくお願い申し上げます。

会計課長 それでは今の案につきましてご賛同いただけたということで、これをもって最終的な案とさせていただきます。

ありがとうございます。

警備第三課長 すみません。

1点だけ補足させていただきます。

先ほどの中央防災会議につきましては、内閣総理大臣を会長としまして、全国務大臣、さらに指定公共機関の代表者、あとは有識者、これが構成員となっていて、事務局を内閣府が担当しているということです。

会計課長 よろしいでしょうか。

それでは長時間ありがとうございました。

今後は、今いただきましたコメント案を踏まえまして事業の効率的、効果的な実施に努めてまいりたいと思います。

それでは、2つ目の事業の審議につきましては、これで終了いたします。

ありがとうございました。

これで予定しておりました2つの事業につきまして、審議が終了いたしましたので、最後に、官房長からご挨拶を申し上げたいと思います。

官房長 それでは公開プロセス終了にあたりましてご挨拶を申し上げます。

本日は、大変活発なご議論を賜りまして誠にありがとうございました。

大変丁寧に中身をご覧いただきまして、それぞれの先生方がお持ちのご見識に基づきまして、大変示唆に富むご意見とご指摘を賜ったと考えております。

私どもといたしましては、本日いただきましたご指摘を真摯に受け止めまして、引き続きそれぞれの事業が効率的に、そして国民にとりまして意義の大きい形で実施されるように努めてまいりたいと考えております。

皆様方には、今後とも本日ご審議いただいた2つの事業のみならず警察業務各般にわたりましてお気づきのご意見、ご指摘をぜひ賜ればと思っておりますので、どうぞこれからもよろしくお願い申し上げます。

本日は大変お疲れ様でした。

ありがとうございました。

会計課長 以上をもちまして、令和7年度警察庁行政事業レビュー公開プロセスを終了いたします。

本日は長時間にわたりまして、ありがとうございました。

以 上